

2024年合格目標
速修コース

住民税

第1回 体験講義用テキスト



TAC税理士講座



034-0979-1048-12

住民税 速修コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

教材 回数	テーマ	基本 テキスト	トレ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー
第 1 回	住民税の学習にあたって 個人住民税の納税義務 均等割 所得割の計算体系	P. 1 } } P. 40	問題 1 } } 問題 4	1-1 2-1 } } 2-3 4-1	1-1 } } 1-3
第 2 回	所得控除（人的控除） 税額控除（調整控除）	P. 41 } } P. 74	問題 5 } } 問題 10	8-1 8-8 } } 8-15 10-1	3-1 3-3 } } 3-5 4-1
第 3 回	税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、 外国税額控除）	P. 75 } } P. 94	問題 11 } } 問題 15	10-2 10-3 10-5	4-1
第 4 回	実力テスト（通信答案提出回） 人的非課税 均等割の税率の軽減	P. 95 } } P. 112	問題 16 } } 問題 19	3-1 } } 3-3 4-2	1-2 } } 1-3
第 5 回	各種所得の金額	P. 113 } } P. 152	問題 20 } } 問題 27	6-1 } } 6-8	2-1 2-2 4-2
第 6 回	課税標準 所得控除（物的控除）	P. 153 } } P. 192	問題 28 } } 問題 36	7-1 } } 7-3 8-2 } } 8-7	2-1 } } 3-1 3-2
第 7 回	課税所得金額及び算出所得割額 税額控除（寄附金税額控除、配当割額及び株 式等譲渡所得割額控除）	P. 193 } } P. 214	問題 37 } } 問題 43	9-1 9-2 10-4 10-6	4-1
第 8 回	実力テスト（通信答案提出回）	/	/	/	/

第1章 個人住民税

テーマ	内 容
1 住民税の学習にあたって	1-1 住民税の概要 1-2 住民税の学習範囲 1-3 出題傾向及びカリキュラム
2 個人住民税の納税義務	2-1 均等割及び所得割の納税義務 2-2 用語の意義 2-3 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務
3 人的非課税	3-1 均等割及び所得割の非課税 3-2 所得割の非課税 3-3 均等割の非課税 3-4 所得割の調整
4 均等割	4-1 均等割の税率 4-2 均等割の税率の軽減
5 所得割の計算体系	5-1 所得割の課税標準の通則 5-2 所得割の計算体系 5-3 計算の流れ
6 各種所得の金額	6-1 各種所得の意義と計算 6-2 課税標準の特別の定め 6-3 青色事業専従者給与等 6-4 給与所得者の特定支出控除 6-5 配当所得等の課税方法 6-6 特定口座における株式の譲渡所得の課税方法 6-7 家内労働者の特例 6-8 金融類似商品等の収益
7 課税標準	7-1 所得金額調整控除 7-2 損益通算 7-3 損失の繰越控除

<p>8 所得控除</p>	<p>8-1 所得控除の概要 8-2 雑損控除 8-3 医療費控除 8-4 社会保険料控除 8-5 小規模企業共済等掛金控除 8-6 生命保険料控除 8-7 地震保険料控除 8-8 障害者控除 8-9 寡婦控除 8-10 ひとり親控除 8-11 勤労学生控除 8-12 配偶者控除 8-13 配偶者特別控除 8-14 扶養控除 8-15 基礎控除</p>
<p>9 課税所得金額及び算出所得割額</p>	<p>9-1 課税所得金額の計算 9-2 算出所得割額の計算</p>
<p>10 税額控除</p>	<p>10-1 調整控除 10-2 配当控除 10-3 住宅借入金等特別控除 10-4 寄附金税額控除 10-5 外国税額控除 10-6 配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除</p>
<p>11 個人住民税の徴収方法</p>	<p>11-1 普通徴収 11-2 給与所得者に係る徴収方法 11-3 中途退職者に係る残額の徴収方法</p>
<p>12 退職所得に係る課税の特例</p>	<p>12-1 分離課税に係る所得割 12-2 分離課税に係る所得割額の計算 12-3 勤続年数の計算及び徴収税額の計算</p>
<p>13 利子割、配当割、株式等譲渡所得割</p>	<p>13-1 利子割 13-2 配当割 13-3 株式等譲渡所得割</p>
<p>14 個人住民税の申告等</p>	<p>14-1 住民税の申告 14-2 給与支払報告書等の提出義務 14-3 扶養親族等申告書</p>

第2章 法人住民税

テーマ	内 容
1 法人住民税の納税義務	1-1 均等割及び法人税割の納税義務 1-2 用語の意義 1-3 非課税法人（均等割及び法人税割の非課税） 1-4 公共法人及び公益法人等の納税義務 1-5 人格のない社団等の納税義務 1-6 外国法人の納税義務
2 均等割	2-1 均等割の税率 2-2 均等割額の計算
3 法人税割の計算体系	3-1 法人税割の課税標準（規定上） 3-2 法人税割の課税標準（計算上） 3-3 還付法人税額等の控除 3-4 法人税割の税率 3-5 法人税割の中間納付額の計算
4 税額控除	4-1 特定寄附金税額控除 4-2 外国税額控除 4-3 仮装経理に基づく法人税割額の控除
5 法人住民税の申告納付	5-1 中間申告納付 5-2 確定申告納付
6 分割法人	6-1 分割法人の概要 6-2 分割基準 6-3 分割課税標準額の計算方法 6-4 分割法人に係る外国税額控除 6-5 分割法人に係る法人税割の中間納付額の計算

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 1～40

第 1 回

<今回の学習内容>

●テーマ1 住民税の学習にあたって

- 1-1 住民税の概要
- 1-2 住民税の学習範囲
- 1-3 出題傾向及びカリキュラム

●テーマ2 個人住民税の納税義務

- 2-1 均等割及び所得割の納税義務
- 2-2 用語の意義
- 2-3 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務

●テーマ4 均等割

- 4-1 均等割の税率

●テーマ5 所得割の計算体系

- 5-1 所得割の課税標準の通則
- 5-2 所得割の計算体系
- 5-3 計算の流れ

テーマ 1 住民税の学習にあたって

理論：重要度 一

計算：重要度 一

住民税とは、都道府県、区市町村内に住所を有する個人や事務所等を有する法人に対して課される地方税であり、都道府県が課する「道府県民税（都民税を含む）」と区市町村が課する「市町村民税（特別区民税を含む）」の俗称である。

ここでは、住民税を学習するにあたっての基礎知識を紹介する。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1-1	住民税の概要	No.1 第1回
1-2	住民税の学習範囲	No.1 第1回
1-3	出題傾向及びカリキュラム	No.1 第1回

1-1 住民税の概要

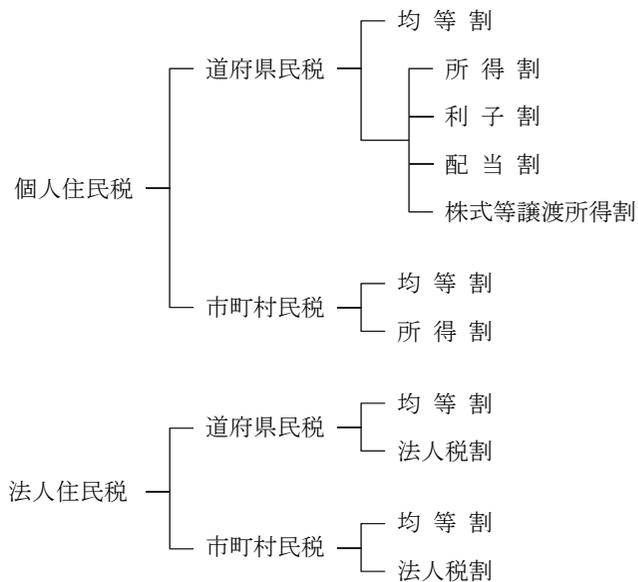
① 住民税の課税根拠

教育、福祉、消防、ゴミ処理などといった行政サービスの多くは、市町村や道府県といった地方公共団体によって提供されている。

地方税は、地方公共団体がこうしたサービスを住民に提供するための財源であり、その地域に住む住民などが共同で負担しあうべきものであることから「地域社会の会費」として、住民税が課税される。

② 住民税の納税義務

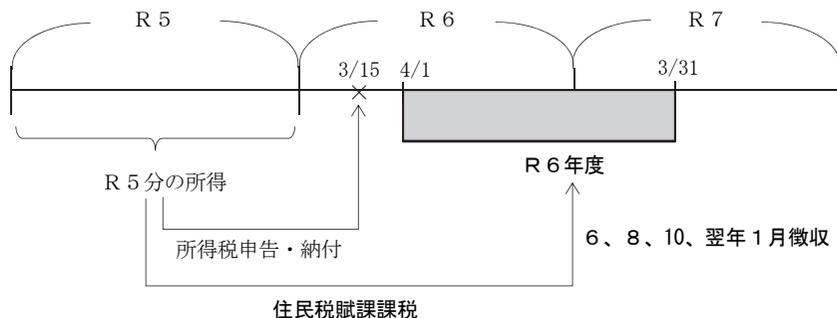
住民税は、住民に広く薄く均等の額によって課する「均等割」と、応能負担の観点から所得の多寡に応じて課する「所得割」（法人は法人税額に基づいて課する「法人税割」）で構成されている（詳細は下図参照）。



③ 個人住民税と所得税との関係

個人住民税は所得税と同じように、その個人の一暦年間（1月1日から12月31日までの期間）の所得に対して課税される。

但し、所得税と異なり賦課課税方式とされており、課税技術上の理由から前年中の所得に対して課税する前年所得課税制度を採用している。



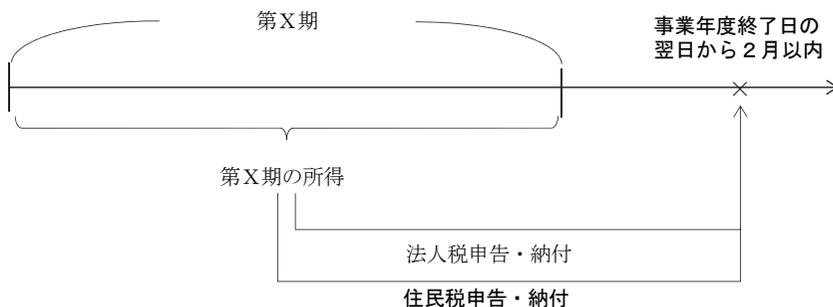
★ 賦課課税方式

納付すべき税額がもっぱら地方団体の処分により確定する方式をいう。

④ 法人住民税と法人税との関係

法人住民税は法人税と同じように、その法人の一事業年度ごとに課税される。

なお、法人住民税は、申告納付方式を採用しており、納税者は法人税の確定申告書の提出期限までに住民税の申告書を提出し、その申告に係る住民税を納付しなければならない。



★ 申告納付方式

納付すべき税額が納税者の申告により確定する方式をいう。

1-2 住民税の学習範囲

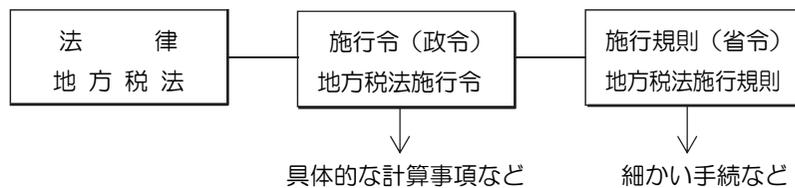
地方税は、地方団体が地方税法で定める規定の枠の中で税条例を各々制定して課税する。つまり、住民税というのは地方税法そのものによって課税されるものではなく、地方税法の枠内で各地方団体が制定した条例に基づいて課税されるものである。

① 出題範囲

住民税に係る地方税法、同施行令、施行規則に関する事項のほか、地方税法総則に定める関係事項及び当該科目に関連する他の法令に定める関係事項を含む。

② 法律構成

他の税法と同様に、地方税法には施行令と施行規則が付属しており、一体となつて一つの体系をなしている。



③ 附則

附則には、通常、法令の施行期日や経過措置などを規定するが、地方税法の場合には、これらに加えて本則に規定された事項の特則として定められているものや、一定の時限措置などを定めているものがある。

つまり、地方税法附則には、国税という租税特別措置法のような位置づけもあり、学習上非常に重要である。

1-3 出題傾向及びカリキュラム

① 出題傾向

住民税には、個人に対するもの（個人住民税）と法人に対するもの（法人住民税）があるが、計算の本試験での出題傾向としては、圧倒的に個人住民税が多い（計算で法人住民税が出題されたのは昭和59年の1度だけ）。

したがって、学習の中心は個人住民税となる。

但し、法人住民税も理論としては出題されているため、学習はしっかりと行わなければならない。

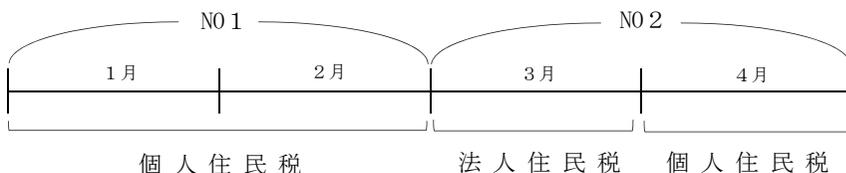
なお、理論の出題パターンはおおむね次の3パターンと考えて良い。

- (1) 住民税固有の内容（人的非課税、申告義務、徴収方法等）
- (2) 所得税と住民税の相違点（課税標準の特別の定め、所得控除等、退職所得の課税方法）
- (3) 所得税、法人税の取扱いと住民税の取扱い（寄附金、県民税利子割等）

※ 改正が入った場合は、今年度と来年度の変更点が問われることもある。

配点は、基本的には、理論50点、計算50点であるが、昭和59年～昭和61年の3年間及び平成18年、19年は理論60点、計算40点となっている。

② カリキュラム



テーマ 2 個人住民税の納税義務

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★

個人の住民税は、主に均等割と所得割で構成され、この他、県民税として利子割、配当割、株式等譲渡所得割があるが、どのような者が、どの地方団体に対してこれらの住民税の納税義務を負うのかを押さえて欲しい。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	均等割及び所得割の納税義務	No.1 第1回
2-2	用語の意義	No.1 第1回
2-3	利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務	No.1 第1回

2-1 均等割及び所得割の納税義務

均等割と所得割の合算額が課税される場合と均等割のみが課税される場合があり、道府県民税と市町村民税の納税義務がそれぞれどうなるかを押さえておかなければならない。

① 道府県民税（法24①一、二）

1 道府県内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

2 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの

… 均等割額

② 市町村民税（法294①一、二）

1 市町村内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

2 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しないもの

… 均等割額



留意点 納税義務の判定の基本

まず、「住所」があったら均等割と所得割が課税され、住所がなくても「事務所、事業所又は家屋敷」があったら均等割だけ課税されると考えればよい。

なお、同じ市町村の中に住所も事務所もあるというような場合の均等割は住所分と事務所分というように複数課税されることはなく、一つの市に対してかかる均等割は一つだけである。

設例

次のそれぞれの者の納税義務を答えなさい。

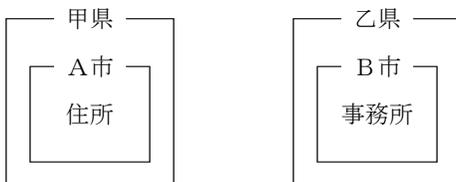
〔ケース1〕

甲県A市に住所を有する甲



〔ケース2〕

甲県A市に住所を有し、乙県B市に事務所を有する乙



〔ケース3〕

甲県A市に住所を有し、同県同市に事務所を有する丙



解説

	納 税 義 務	
〔ケース1〕	甲県民税 … 均等割＋所得割 A市民税 … 均等割＋所得割	
〔ケース2〕	甲県民税 … 均等割＋所得割 A市民税 … 均等割＋所得割	乙県民税 … 均等割 B市民税 … 均等割
〔ケース3〕	甲県民税 … 均等割＋所得割 A市民税 … 均等割＋所得割	

③ 道府県民税均等割について（法24⑦）

① 2に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

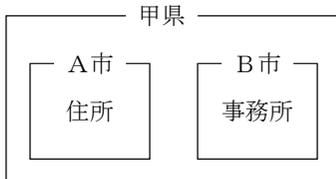
つまり、同じ道府県の中では市町村民税の均等割の数と道府県民税の均等割の数は一致する。

設例

次のそれぞれの者の納税義務を答えなさい。

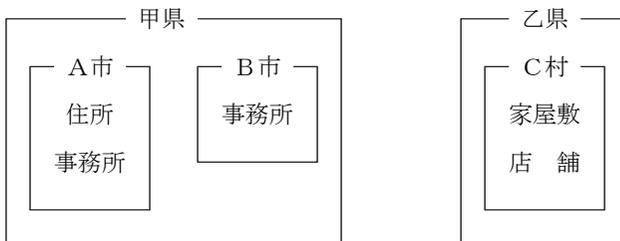
〔ケース1〕

甲県A市に住所を有し、同県B市に事務所を有する甲



〔ケース2〕

甲県A市に住所及び事務所、同県B市に事務所を有し、乙県C村に家屋敷及び店舗を有する乙



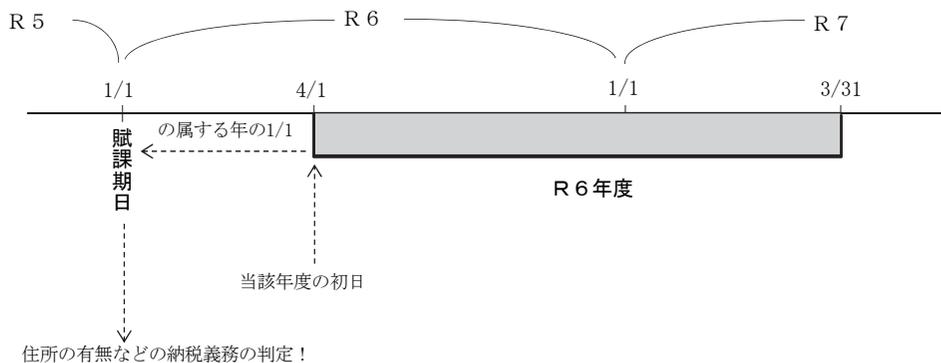
解説

	納 税 義 務	
〔ケース1〕	甲県民税 … 均等割+均等割+所得割	
	A市民税 … 均等割+所得割	
	B市民税 … 均等割	
〔ケース2〕	甲県民税 … 均等割+均等割+所得割	乙県民税 … 均等割
	A市民税 … 均等割+所得割	C村民税 … 均等割
	B市民税 … 均等割	

④ 賦課期日との関係 (法39、318)

賦課期日とは、課税要件を確定させる判定日のことであり、個人住民税については、「当該年度の初日の属する年の1月1日」とされている。

したがって、住所、事務所、事業所又は家屋敷の有無など納税義務の有無に関する事実の確認は1月1日の現況によって行うことになる。



留意点 賦課期日前に死亡した者についての納税義務

賦課期日前に死亡した者については、納税義務はないこととされている。

したがって、前年中に所得があったとしても所得割は課税されない。

2-2 用語の意義

① 住所

1 住所の概念（取扱通知（市）第二章六）

一般に、「租税法規が、一般私法において使用されているのと同じ用語を使用している場合には、特に租税法規が明文をもって他の法規と異なる意義をもって使用することを明らかにしている場合又は法規の体系上他の法規と異なる意義をもって使用されていると解すべき実質的理由がない限り、私法上使用されているのと同じ意義を有する概念として使用されているものと解するのが相当である」（昭34.2.11東京地裁32（行）38）とされていることから、地方税法上の住所は、民法上の住所と同一の概念とされ、「各人の生活の本拠」と解されている。

また、住所は一人一箇所に限ることとされている。

2 住所を有する個人

(1) 住民基本台帳法の適用を受ける者（法24②、294②）

住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

したがって、住民税は、原則として、住民基本台帳に記録されている市町村において課税される。

(2) 住民基本台帳の記録と生活の本拠が異なる場合（法294③、④）

① 取扱い

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が、その市町村に住所を有すると認められる場合には、その者がその市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、住民税を課税することができる。

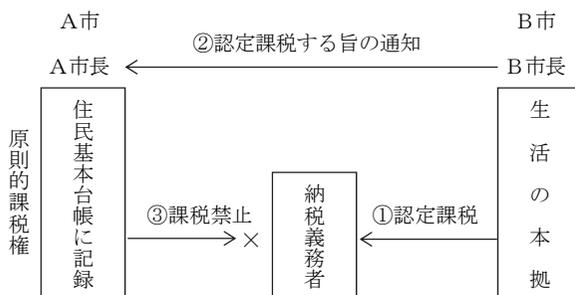
② 住民基本台帳に記録されている市町村への通知

上記①により住民税を課税する市町村の長は、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に、その旨を通知しなければならない。

③ 二重課税の排除

上記②の通知を受けた市町村は、その者に住民税を課税することはできない。

〔図解〕



② 事務所、事業所

事務所、事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。

〔例示〕

医師が自宅以外に設ける診療所、弁護士、税理士等が自宅以外に設ける事務所、事業主が自宅以外に設ける店舗など（取扱通知第1章六(1)）

③ 家屋敷

家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。

常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

また、自己所有のものであっても、次のものは家屋敷に該当しない。

- (1) 他人に貸付ける目的で所有しているもの
- (2) 現に他人が居住しているもの

〔例示〕

別荘、別宅のほか、通常は家族を住ませ時々帰宅するような住宅も家屋敷に該当する。

④ 均等割（法23①一、292①一）

均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

⑤ 所得割（法23①二、292①二）

所得割とは、所得により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2-3 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務

① 納税義務者及び課税団体（法24①五、六、七）

	納税義務者	課税団体
利子割	利子等の支払を受ける個人 ※ 非居住者は非課税	支払時の営業所所在の道府県
配当割	特定配当等の支払を受ける個人	支払時の住所所在の道府県
株式等 譲渡所得割	特定株式等譲渡対価等の支払を受け る個人	支払確定年の1月1日の住所 所在の道府県

② 利子割の課税対象となる利子等（法23①十四）

1 利子所得に該当するもの

- (1) 預貯金の利子
- (2) 合同運用信託の収益の分配
- (3) 私募公社債投資信託の収益の分配
- (4) 同族会社が発行した特定公社債以外の社債の利子で、同族株主以外の者が支払を受けるもの

2 配当所得に該当するもの

- (1) 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
- (2) 私募特定目的信託の社債的受益権の収益の分配

3 金融類似商品等の収益

- (1) 定期積金等の給付補てん金
- (2) 為替予約を付した外貨預金に係る為替差益
- (3) 保険期間が5年以内の一時払養老保険の差益等
- (4) 懸賞金付預貯金等の懸賞金など

③ 配当割の課税対象となる特定配当等 (法23①十五)

1 利子所得に該当するもの

- (1) 特定公社債の利子
- (2) 公募公社債投資信託の収益の分配
- (3) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

2 配当所得に該当するもの

- (1) 上場株式等で持株割合が3%未満のもの
- (2) 公募投資信託の収益の分配
- (3) 特定投資法人の投資口の配当等
- (4) 公募特定受益証券発行信託の収益の分配
- (5) 公募特定目的信託の社債的受益権の収益の分配

④ 株式等譲渡所得割の課税対象となる特定株式等譲渡所得金額 (法23①十六)

次により計算した源泉徴収選択口座内調整所得金額

$$\text{今回の譲渡時までの年間総譲渡益} - \text{前回の譲渡時までの年間総譲渡益}$$

※ 年間総譲渡益が0を下回るときは、それぞれ0として計算する。

	R 5 1/1	×	×	×	×	R 5 12/31
		譲渡益 100万	譲渡損 △40万	譲渡益 200万	譲渡損 △300万	
今回までの総譲渡益	100万	60万	260万	△40万	→ 0	
前回までの総譲渡益	-	100万	60万	260万		
差 引	100万	△40万	200万	△260万		
株式等譲渡所得割	100万×5% =5万	△40万×5% =△2万(還付)	200万×5% =10万	△260万×5% =13万(還付)		
		(この時点での株割は) 60万×5%=3万		(この時点での株割は) 260万×5%=13万		

テーマ4 均等割

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

個人住民税均等割は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の応益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう負担分任の趣旨により課税され、その税負担を通じて地方自治に参加することを期待するものである。

ここでは、均等割の税率を紹介する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
4-1	均等割の税率	No.1 第1回
4-2	均等割の税率の軽減	No.1 第4回

4-1 均等割の税率

① 地方税法における税率

地方税法では、税目により次の4つの税率の定めがある。

1 標準税率（法1①五）

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率である。

2 制限税率

地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率である。

3 一定税率

地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率である。

4 任意税率

任意税率なる税率が定められているわけではなく、地方税法上税率についてなんら定めをしておらず、専ら当該地方団体の判断に委ねている税率である。

② 均等割の税率

個人住民税の均等割については、標準税率を規定している。

なお、制限税率は規定されておらず、標準税率を超える税率で課税（超過課税）する地方団体も数多く存在する。

1 道府県民税の標準税率（法38）

個人の道府県民税の税率	年額 1,000円
-------------	-----------

2 市町村民税の標準税率（法310）

個人の市町村民税の税率	年額 3,000円
-------------	-----------

※ 平成26年度から令和5年度までの10年間は、上記に加えてそれぞれ500円ずつ上乘せされていた。

※ 令和6年度からは、適切な森林の整備等の財源に充てるため、均等割と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円課税される。

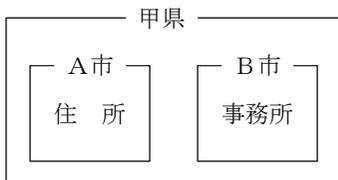
設例

次のそれぞれの者の均等割額を答えなさい。

なお、税率は標準税率とする。

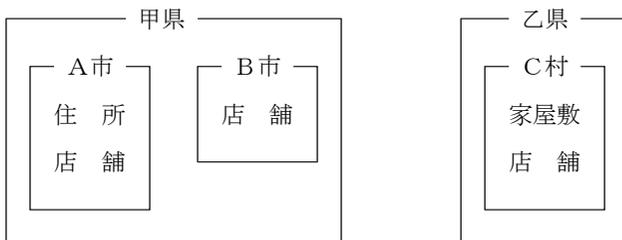
〔ケース1〕

甲県A市に住所を有し、同県B市に事務所を有する甲



〔ケース2〕

甲県A市に住所及び店舗、同県B市に店舗を有し、乙県C村に家屋敷及び店舗を有する乙



解説

	均等割額	
〔ケース1〕	甲県民税 … 1,000円+1,000円=2,000円	
	A市民税 … 3,000円	
	B市民税 … 3,000円	
〔ケース2〕	甲県民税 … 1,000円+1,000円=2,000円	乙県民税 … 1,000円
	A市民税 … 3,000円	C村民税 … 3,000円
	B市民税 … 3,000円	

テーマ 5 所得割の計算体系

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★★

個人住民税所得割は、所得税と同じように所得に応じて課税するものであり、住民がその住所所在地の地方団体から受ける行政サービスに要する費用を負担しあう負担分任を基調とするものであるが、その能力に応じた負担を求める点（応能負担）において均等割と異なる。

なお、所得課税であることから、その課税標準は所得税と同一であることが望ましいが、住民税の性格から国の租税政策に基づくものはできる限り排除することとされており、課税標準の計算について特別の定めをおいている。

また、所得控除については項目及び控除額について異なる取扱いをしている。

ここでは、所得割の計算体系を紹介する。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
5-1	所得割の課税標準の通則	No.1 第1回
5-2	所得割の計算体系	No.1 第1回
5-3	計算の流れ	No.1 第1回

5-1 所得割の課税標準の通則

所得割については、課税技術上の理由から前年中の所得に対して課税する前年所得課税主義を採用している。

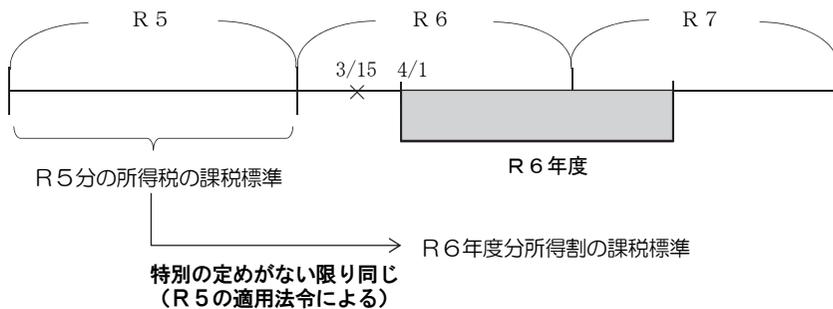
① 所得割の課税標準の通則（法32①、②、313①、②等）

所得割の課税標準は、前年の所得について算定し、地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

但し、国外転出時課税の規定の例によらないものとする。

② 適用される所得税法等（法23④、292④）

住民税について、所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合には、原則として、これらの法令は前年の所得について適用されたものをいうものとする。



参考 課税標準の特別の定め

- (1) 青色事業専従者給与及び事業専従者控除
- (2) 純損失の繰越控除
- (3) 給与所得者の特定支出控除
- (4) 特定配当等
- (5) 特定株式等譲渡所得金額
- (6) 非居住者期間を有する場合
- (7) 少額な配当所得
- (8) 特定株式の取得に要した金額の控除
- (9) 特定新規中小会社の株式を取得した場合の課税の特例

5-2 所得割の計算体系

課税所得金額までの計算の流れは所得税と同様であり、税額計算以降の計算の流れが住民税の特徴的取扱いとなる。

● 所得割の計算体系

I 各種所得の金額

所得を10種類に区分してそれぞれの所得金額を計算する。
なお、地方税法に特別の定めがない限り所得税と同じ金額となる。



II 課税標準

所得金額調整控除、損益通算、繰越控除の適用がある場合には、その適用をし、分離課税されるものを除き総合する。
なお、地方税法に特別の定めがない限り所得税と同じ金額となる。



III 所得控除額

14種類の所得控除額を計算する。
所得税と控除額等異なるところがある。



IV 課税所得金額

課税標準から、特別控除額と所得控除額を控除して課税所得金額を算定する。



V 所得割額

課税所得金額に、税率を適用し、所定の税額控除額を控除して納付すべき所得割額を算定する。
住民税固有の論点であるため非常に重要となる。

5-3 計算の流れ

① 各種所得の金額

各種所得の金額の計算の細目（所得区分や内訳計算）はほとんど論点にならないため、計算の流れが理解できれば充分である。

所得区分	計 算 方 法 な ど
利子所得 (総合) (申告分離)	収入金額 ※ 利子割が課税されているものは「利子割課税のため所得割課税除外」とコメントを付す(参考)。 ※ 配当割が課税されているもので申告をしないものは「配当割課税のため所得割課税除外」とコメントを付す(参考)。
配当所得 (総合) (申告分離)	(1) 収入金額 (2) 負債の利子 (3) $(1)-(2)=\times\times\times$ ※ 配当割が課税されているもので申告をしないものは「配当割課税のため所得割課税除外」とコメントを付す(参考)。
不動産所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 青色申告特別控除額 (4) $(1)-(2)-(3)=\times\times\times$
事業所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 青色申告特別控除額 (4) $(1)-(2)-(3)=\times\times\times$
給与所得	(1) 収入金額 (2) 給与所得控除額 (3) $(1)-(2)=\times\times\times$
退職所得	基本的に分離課税に係る所得割の特別徴収のみで課税関係が完結するため、「分離課税に係る所得割課税のため所得割課税除外」とコメントを付す(参考)。
山林所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 特別控除額 (4) 青色申告特別控除額 (5) $(1)-(2)-(3)-(4)=\times\times\times$

<p>譲渡所得 (総合短期) (総合長期) (分離短期) (分離長期) (一般株式等) (上場株式等)</p>	<p>I 総合</p> <p>(1) 譲渡損益 (総合短期、総合長期それぞれ計算) 譲渡対価－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益</p> <p>(2) 内部通算 総合短期 ↔ 総合長期</p> <p>(3) 生活に通常必要でない資産の損失の控除 総合短期→総合長期の順で損失を控除</p> <p>(4) 特別控除 総合短期→総合長期の順で50万円を控除</p> <hr/> <p>II 土地建物等</p> <p>(1) 譲渡損益 (分離短期、分離長期それぞれ計算) 譲渡対価－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益</p> <p>(2) 内部通算 分離短期 ↔ 分離長期</p> <hr/> <p>III 株式等</p> <p>譲渡損益 (一般株式等、上場株式等それぞれ計算) 譲渡対価－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)＝譲渡損益</p> <p>※ 一般株式等と上場株式等は相互に内部通算できない</p>
<p>一時所得</p>	<p>(1) 総収入金額</p> <p>(2) 支出した金額</p> <p>(3) 特別控除額</p> <p>(4) $(1)-(2)-(3)=\times\times\times$</p>
<p>雑所得 (総合) (先物)</p>	<p>I 総合</p> <p>1 公的年金等</p> <p>(1) 収入金額</p> <p>(2) 公的年金等控除額</p> <p>(3) $(1)-(2)=\times\times$</p> <p>2 業務</p> <p>(1) 総収入金額</p> <p>(2) 必要経費</p> <p>(3) $(1)-(2)=\times\times$</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 総収入金額</p> <p>(2) 必要経費</p> <p>(3) $(1)-(2)=\times\times$</p> <p>4 $1+2+3=\times\times\times$</p> <p>II 先物</p> <p>総収入金額－必要経費＝$\times\times\times$</p>

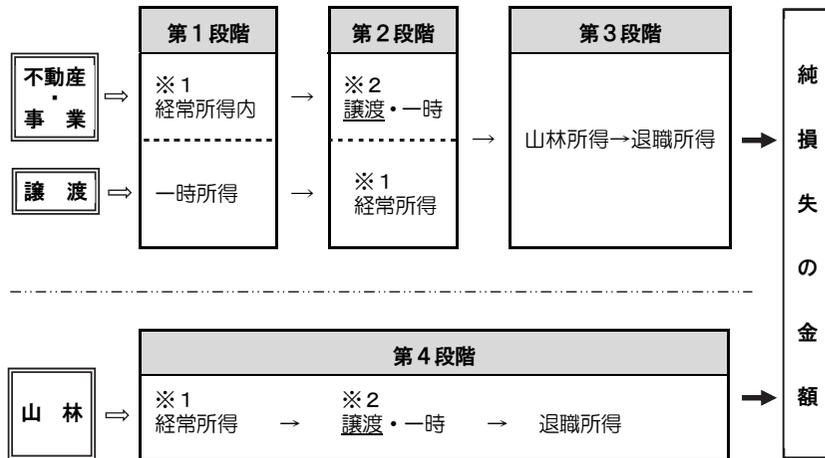
② 課税標準

1 損益通算

次の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額は損益通算できる。

- (1) 不動産所得
- (2) 事業所得
- (3) 山林所得
- (4) 譲渡所得（原則として総合短期、総合長期に限る。）

【損益通算の順序】



※1 経常所得

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得

※2 譲渡所得からの控除順序

総合短期 → 総合長期

★ 総合長期譲渡所得と一時所得は、損益通算後2分の1する。

設例

次のそれぞれの場合の課税標準を計算しなさい。

【ケース1】

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 配当所得の金額 | 180,000円 |
| (2) 不動産所得の金額 | 470,000円 |
| (3) 事業所得の金額 | △1,000,000円 |
| (4) 給与所得の金額 | 970,000円 |
| (5) 一時所得の金額 | 400,000円 |

【ケース2】

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当所得の金額 | 150,000円 |
| (2) 不動産所得の金額 | 2,680,000円 |
| (3) 譲渡所得の金額 | |
| (総合長期) | △200,000円 |
| (分離短期) | 750,000円 |
| (分離長期) | 1,000,000円 |
| (4) 一時所得の金額 | 600,000円 |

解説

【ケース1】

(単位：円)

総所得金額	820,000	損益通算 (180,000+470,000+970,000) - 1,000,000 = 620,000
合計	820,000	$620,000 + 400,000 \times \frac{1}{2} = 820,000$

【ケース2】

(単位：円)

総所得金額	3,030,000	損益通算
短期譲渡所得の金額	750,000	600,000 - 200,000 = 400,000
長期譲渡所得の金額	1,000,000	$150,000 + 2,680,000 + 400,000 \times \frac{1}{2} = 3,030,000$
合計	4,780,000	

2 損失の繰越控除

(1) 純損失の繰越控除

損益通算の対象となる損失の金額で、損益通算しきれなかったものは、次の区分に応じ、それぞれ3年間繰越控除することができる。

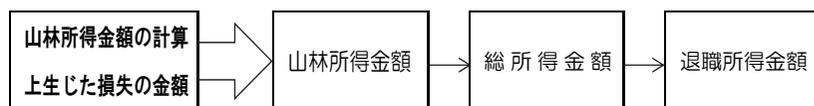
① 損失発生年分に所得税の青色申告書を提出している場合

全額

② 上記・以外の場合

純損失の金額のうち、変動所得の損失の金額と被災事業用資産の損失の金額

【控除の順序】



(2) 雑損失の繰越控除

雑損控除額のうち、損失発生年の課税標準から控除しきれない部分の金額は、3年間繰越控除することができる。

【控除の順序】

- ① 総所得金額
- ② 短期譲渡所得の金額
- ③ 長期譲渡所得の金額
- ④ 上場株式等に係る配当所得等の金額
- ⑤ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- ⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ⑦ 先物取引に係る雑所得等の金額
- ⑧ 山林所得金額
- ⑨ 退職所得金額

(3) 純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除の競合関係

- ① 最も古い年に生じたものから順次控除する。
- ② 同一年に生じたものについては、純損失の金額から控除する。

設例

次のそれぞれの場合の課税標準を計算しなさい。

〔ケース1〕

- 1 甲（毎年確定申告を青色申告書により行う青色事業者である。）の本年度分の各種所得の金額
- | | |
|-------------|------------|
| (1) 事業所得の金額 | 9,740,000円 |
| (2) 譲渡所得の金額 | |
| (総合長期) | △200,000円 |
| (分離短期) | 1,000,000円 |
| (3) 一時所得の金額 | 120,000円 |
- 2 前年度から繰り越された純損失の金額 2,000,000円
総所得金額の計算上生じたものであり、繰越控除の要件は満たしている。

〔ケース2〕

- 1 乙（青色申告の承認を受けていない。）の本年度分の各種所得の金額
- | | |
|--------------|------------|
| (1) 給与所得の金額 | 2,500,000円 |
| (2) 不動産所得の金額 | 800,000円 |
| (3) 山林所得の金額 | 4,000,000円 |
- 2 前年度から繰り越された純損失の金額 1,000,000円
総所得金額の計算上生じたものであり、その内訳は次のとおりである。
- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 被災事業用資産の損失の金額 | 600,000円 |
| (2) 上記以外の損失の金額 | 400,000円 |

〔ケース3〕

- 1 甲（毎年確定申告を青色申告書により行う青色事業者である。）の本年度分の各種所得の金額
- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 事業所得の金額 | 6,000,000円 |
| (2) 譲渡所得の金額 | |
| (分離長期) | 20,000,000円 |
| (3) 一時所得の金額 | 300,000円 |
- 2 前年度から繰り越された純損失の金額 3,000,000円
山林所得金額の計算上生じたものである。
- 3 前年度から繰り越された雑損失の金額 5,000,000円


解説

〔ケース1〕

(単位：円)

総所得金額	7,660,000	(1) 損益通算 120,000 - 200,000 = △80,000 (総長) 9,740,000 - 80,000 = 9,660,000 (経常)
短期譲渡所得の金額	1,000,000	
		(2) 合計所得金額 (合計 10,660,000)
		① 総所得金額 9,660,000
		② 短期譲渡所得の金額 1,000,000
		(3) 損失の繰越控除
合計	8,660,000	9,660,000 - 2,000,000 = 7,660,000 (総)

〔ケース2〕

(単位：円)

総所得金額	2,700,000	(1) 合計所得金額 (合計 7,300,000)
山林所得金額	4,000,000	
		① 総所得金額 2,500,000 + 800,000 = 3,300,000
		② 山林所得金額 4,000,000
		(2) 損失の繰越控除
合計	6,700,000	3,300,000 - 600,000 = 2,700,000 (総)

〔ケース3〕

(単位：円)

長期譲渡所得の金額	18,150,000	(1) 合計所得金額 (合計 26,150,000)
		① 総所得金額 $6,000,000 + 300,000 \times \frac{1}{2} = 6,150,000$
		② 長期譲渡所得の金額 20,000,000
		(2) 損失の繰越控除
		① 純損失の金額 6,150,000 - 3,000,000 = 3,150,000 (総)
		② 雑損失の金額 3,150,000 - 3,150,000 = 0 (総)
合計	18,150,000	20,000,000 - (5,000,000 - 3,150,000) = 18,150,000 (長期)

③ 課税所得金額

1 特別控除額の控除

取用交換等の5,000万円特別控除、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除などを所得控除に先立って適用する（詳細は後日学習）。

2 所得控除額の控除

上記1適用後の課税標準から所得控除額を次の順序で控除する。

- (1) 総所得金額
- (2) 短期譲渡所得の金額
- (3) 長期譲渡所得の金額
- (4) 上場株式等に係る配当所得等の金額
- (5) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- (6) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- (7) 先物取引に係る雑所得等の金額
- (8) 山林所得金額
- (9) 退職所得金額

※ 所得税では、長期譲渡所得の金額から先物取引に係る雑所得等の金額までは適用税率の高い順に控除することとされている（措通31・32共-4）。

④ 所得割額

1 計算の流れ

(1) 算出所得割額

各課税所得金額に税率を適用して求めた税額を合計する。

(2) 税額控除額の控除

調整控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除額を控除して納付すべき所得割額を算定する。

税額控除額の計算方法の詳細は後日学習するため、名称だけ覚えておけばよい。

2 算出所得割額の計算

(1) 合計課税所得金額に対する税額

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} \text{ 課税総所得金額} \\ \textcircled{2} \text{ 課税山林所得金額} \\ \textcircled{3} \text{ 課税退職所得金額} \end{array} \right\} \text{合計課税所得金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 4\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 6\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(2) 課税短期譲渡所得金額に対する税額

$$\text{課税短期譲渡所得金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 3.6\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 5.4\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(3) 課税長期譲渡所得金額に対する税額

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 2\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 3\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(4) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額

$$\text{上場株式等に係る課税配当所得等の金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 2\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 3\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(5) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額

$$\text{一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 2\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 3\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(6) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

$$\text{上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 2\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 3\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

(7) 先物取引に係る課税雑所得等の金額

$$\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{県} \quad 2\% = \text{税額} \\ \text{市} \quad 3\% = \text{税額} \end{array} \right.$$

$$(8) (1)\sim(7)\text{の合計} = \left\{ \begin{array}{l} \text{県民税算出所得割額} \\ \text{市民税算出所得割額} \end{array} \right.$$

設例1

A県B市に住所を有し、同県C市に事務所を有する甲（年齢50歳、青色申告）の令和5年中の所得等の状況は次のとおりである。甲の令和6年度分の道府県民税及び市町村民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出せよ。

なお、A県、B市、C市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。

（注）森林環境税については考慮する必要はない。

1 甲の令和5年中の所得等の状況

(1) 配当所得の金額	180,000円		
(2) 不動産所得の金額	6,500,000円		
(3) 事業所得の金額	8,000,000円		
(4) 給与所得の金額	4,760,000円		
(5) 山林所得の金額	3,500,000円		
(6) 譲渡所得の金額			
① 総合短期	350,000円	② 総合長期	520,000円
(7) 一時所得の金額	140,000円		
(8) 雑所得の金額	58,000円		
(9) 雑損控除額	1,579,000円		
(10) 社会保険料控除額	936,400円		
(11) 生命保険料控除額	35,000円		
(12) 地震保険料控除額	25,000円		
(13) 調整控除額			
A県民税	1,000円	B市民税	1,500円
(14) 配当控除額			
A県民税	1,080円	B市民税	1,440円
(15) 外国税額控除額			
A県民税	21,600円	B市民税	32,400円

2 甲と生計を一にする同居家族の状況

- (1) 妻（48歳） 専業主婦（所得なし）
甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため控除対象配偶者に該当しない。
- (2) 長男（24歳） 学生（所得なし）
甲の確定申告において控除対象扶養親族とされている。

《参考資料》

扶養控除額 …… 330,000円 基礎控除額 …… 430,000円



解説 (単位：円)

I 各種所得の金額		
(1) 配当所得	180,000	
(2) 不動産所得	6,500,000	
(3) 事業所得	8,000,000	
(4) 給与所得	4,760,000	
(5) 山林所得	3,500,000	
(6) 譲渡所得		
(総合短期)	350,000	
(総合長期)	520,000	
(7) 一時所得	140,000	
(8) 雑所得	58,000	
II 課税標準額		
(1) 総所得金額	20,178,000	$\begin{aligned} & \overset{\text{配当}}{180,000} + \overset{\text{不動産}}{6,500,000} + \overset{\text{事業}}{8,000,000} + \overset{\text{給与}}{4,760,000} \\ & + \overset{\text{総合短期}}{350,000} + (\overset{\text{総合長期}}{520,000} + \overset{\text{一時}}{140,000}) \times \frac{1}{2} + \overset{\text{雑}}{58,000} \\ & = 20,178,000 \end{aligned}$
(2) 山林所得金額	3,500,000	
合 計	23,678,000	
III 所得控除額		
(1) 雑損控除	1,579,000	
(2) 社会保険料控除	936,400	
(3) 生命保険料控除	35,000	
(4) 地震保険料控除	25,000	
(5) 扶養控除	330,000	
(6) 基礎控除	430,000	
合 計	3,335,400	
IV 課税所得金額		
(1) 課税総所得金額	16,842,000	20,178,000 - 3,335,400 = 16,842,000 (課総)
(2) 課税山林所得金額	3,500,000	[千円未満切捨]
合 計	20,342,000	

V 所得割額		
(1) A 県民税	790,000	1 算出所得割額
(2) B 市民税	1,185,180	$20,342,000 \times \begin{cases} 4\% = 813,680 \text{ (県)} \\ 6\% = 1,220,520 \text{ (市)} \end{cases}$
		2 調整控除額
		1,000 (県)
		1,500 (市)
		3 配当控除額
		1,080 (県)
		1,440 (市)
		4 外国税額控除
		21,600 (県)
		32,400 (市)
		5 所得割額
		$1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 790,000 \text{ (A 県)} \\ 1,185,180 \text{ (B 市)} \end{cases}$
VI 均等割額		
(1) A 県民税	2,000	$\overset{\text{B市分}}{1,000} + \overset{\text{C市分}}{1,000} = 2,000$
(2) B 市民税	3,000	
(3) C 市民税	3,000	
VII 納付税額		
(1) A 県民税	792,000	$V + VI = \begin{cases} 792,000 \text{ (A 県)} \\ 1,188,100 \text{ (B 市)} \end{cases}$
(2) B 市民税	1,188,100	
(3) C 市民税	3,000	[百円未満切捨]

設例2

A県B市に住所を有する甲（年齢46歳、青色申告）の令和5年中の所得等の状況は次のとおりである。甲の令和6年度分の道府県民税及び市町村民税の額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、税率はいずれも標準税率を採用しているものとする。

(注) 森林環境税については考慮する必要はない。

1	各種所得の金額	
(1)	配当所得の金額	125,000円
(2)	不動産所得の損失の金額	1,500,000円
(3)	事業所得の金額	5,980,000円
(4)	山林所得の金額	7,250,000円
(5)	譲渡所得の金額	
	（総合長期）	1,950,000円
(6)	一時所得の金額	500,000円
2	前年度に生じた純損失の金額	
(1)	総所得金額の計算上生じたもの	200,000円
(2)	山林所得金額の計算上生じたもの	2,050,000円
3	所得控除額	3,589,200円
4	税額控除額	
(1)	調整控除額	
①	A県民税	1,000円
②	B市民税	1,500円
(2)	配当控除額	
①	A県民税	1,500円
②	B市民税	2,000円
(3)	外国税額控除額	
①	A県民税	9,600円
②	B市民税	14,400円



解説 (単位:円)

I 各種所得の金額		
(1) 配当所得	125,000	
(2) 不動産所得	△ 1,500,000	
(3) 事業所得	5,980,000	
(4) 山林所得	7,250,000	
(5) 譲渡所得 (総合長期)	1,950,000	
(6) 一時所得	500,000	
II 課税標準額		
(1) 総所得金額	5,630,000	(1) 損益通算 $\overset{\text{配当}}{(125,000)} + \overset{\text{事業}}{(5,980,000)} - \overset{\text{不動産}}{1,500,000} = 4,605,000$ (経常)
(2) 山林所得金額	5,200,000	(2) 合計所得金額 (合計 13,080,000)
		① 総所得金額 $\overset{\text{経常}}{4,605,000} + \overset{\text{総合}}{(1,950,000)} + \overset{\text{一時}}{(500,000)} \times \frac{1}{2}$ = 5,830,000 (総)
		② 山林所得金額 7,250,000 (山)
		(3) 損失の繰越控除 5,830,000 - 200,000 = 5,630,000 (総) 7,250,000 - 2,050,000 = 5,200,000 (山)
合計	10,830,000	
III 所得控除額	3,589,200	
IV 課税所得金額		
(1) 課税総所得金額	2,040,000	5,630,000 - 3,589,200 = 2,040,000
(2) 課税山林所得金額	5,200,000	[千円未満切捨]
	7,240,000	

V 所得割額			1 算出所得割額
(1) A 県民税	277,500		$7,240,000 \times \begin{cases} 4\% = 289,600 \text{ (県)} \\ 6\% = 434,400 \text{ (市)} \end{cases}$
(2) B 市民税	416,500		
			2 調整控除額
			1,000 (県)
			1,500 (市)
			3 配当控除額
			1,500 (県)
			2,000 (市)
			4 外国税額控除
			9,600 (県)
			14,400 (市)
			5 所得割額
			$1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 277,500 \text{ (A 県)} \\ 416,500 \text{ (B 市)} \end{cases}$
VI 均等割額			
(1) A 県民税	1,000		
(2) B 市民税	3,000		
VII 納付税額			
(1) A 県民税	278,500	$V + VI = \begin{cases} 278,500 \text{ (A 県)} \\ 419,500 \text{ (B 市)} \end{cases}$	
(2) B 市民税	419,500		
			[百円未満切捨]

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題1～4

問題 1 個人住民税の納税義務・均等割

基礎

— 5分 —

次の設問に係る課税団体及び均等割・所得割の納税義務を答え、あわせて各課税団体ごとに納付すべき均等割額を答えなさい。

なお、税率は標準税率とする。

- (問 1) 甲県A市に住所を有する場合
 (問 2) 甲県A市に住所を有し、かつ、A市に事務所も所有している場合
 (問 3) 甲県A市に住所を有し、かつ、甲県B市に小売店を有している場合
 (問 4) 甲県A市に住所を有し、甲県B市に事務所、甲県C市に店舗を3店所有している場合
 (問 5) 甲県A市に住所を有し、乙県B市に店舗、乙県C市に別荘を所有している場合

問題 2 算出所得割額の計算

基礎

— 5分 —

次の資料に基づき、納税義務者甲の算出所得割額を計算しなさい。

〔資料〕 本年分の課税所得金額の内訳

1	課税総所得金額	6,820,000円
2	課税短期譲渡所得金額	3,600,000円
3	課税長期譲渡所得金額	16,000,000円
4	上場株式等に係る課税配当所得等の金額	200,000円
5	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	1,680,000円
6	先物取引に係る課税雑所得等の金額	9,465,000円
7	課税山林所得金額	2,648,000円

問題3 個人住民税の計算の概要①

基礎

— 20分 —

A県B市に住所を有し、C県D市に事務所を有する甲（50歳・青色申告）の令和5年中の所得等の状況は次のとおりである。甲の令和6年度分の道府県民税及び市町村民税の額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。

なお、均等割額及び所得割額の算定にあたり、税率は標準税率を採用しているものとする。

1 甲の令和5年中の所得等の状況

(1) 配当所得の金額	240,000円		
(2) 不動産所得の金額	4,750,000円		
(3) 事業所得の金額	6,140,000円		
(4) 給与所得の金額	5,650,000円		
(5) 山林所得の金額	4,700,000円		
(6) 譲渡所得の金額			
①総合短期	820,000円	②総合長期	1,160,000円
(7) 一時所得の金額	260,000円		
(8) 雑所得の金額	96,000円		
(9) 雑損控除額	2,176,500円		
(10) 社会保険料控除額	1,058,000円		
(11) 生命保険料控除額	70,000円		
(12) 地震保険料控除額	25,000円		
(13) 調整控除額			
A県民税	1,000円	B市民税	1,500円
(14) 配当控除額			
A県民税	1,440円	B市民税	1,920円
(15) 外国税額控除額			
A県民税	36,000円	B市民税	54,000円

2 甲と生計を一にする同居家族の状況

- | | | |
|-------------|-------------|--------------------------------------|
| (1) 妻（48歳） | 専業主婦（所得なし） | |
| | | 甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため控除対象配偶者に該当しない。 |
| (2) 長女（26歳） | 家事手伝い（所得なし） | |
| | | 甲の確定申告において控除対象扶養親族とされている。 |
| (3) 長男（24歳） | 学生（所得なし） | |
| | | 甲の確定申告において控除対象扶養親族とされている。 |

《参考資料》

扶養控除額	330,000円	基礎控除額	430,000円
-------	----------	-------	----------

問題 4 個人住民税の計算の概要②

基礎

— 20分 —

A県B市に住所を有し、同県C市に事務所を有する甲（50歳・青色申告）の令和5年中の所得等の状況は次のとおりである。甲の令和6年度分の道府県民税及び市町村民税の額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。

なお、均等割額及び所得割額の算定にあたり、税率は標準税率を採用しているものとする。

1 甲の令和5年中の所得等の状況

(1) 配当所得の金額	300,000円		
(2) 不動産所得の損失の金額	1,990,000円		
(3) 事業所得の金額	12,529,800円		
(4) 山林所得の金額	7,000,000円		
(5) 譲渡所得の金額			
	総合短期 200,000円	総合長期 600,000円	
(6) 一時所得の金額	400,000円		
(7) 雑所得の金額	195,200円		
(8) 社会保険料控除額	594,990円		
(9) 生命保険料控除額	10,000円		
(10) 調整控除額			
	A県民税 1,000円	B市民税 1,500円	
(11) 配当控除額			
	A県民税 3,600円	B市民税 4,800円	
(12) 外国税額控除額			
	A県民税 7,800円	B市民税 11,700円	

2 甲と生計を一にする同居家族の状況

- (1) 妻（48歳） 専業主婦（所得なし）
甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため控除対象配偶者に該当しない。
- (2) 長男（24歳） 学生（所得なし）
甲の確定申告において控除対象扶養親族とされている。

《参考資料》

扶養控除額	330,000円	基礎控除額	430,000円
-------	----------	-------	----------

3 前年度に生じた純損失の金額の繰越控除額

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| (1) 不動産所得の損失を基因とする総所得金額の計算上生じた純損失の金額 | 1,000,000円 |
| (2) 山林所得の金額の計算上生じた純損失の金額 | 2,200,000円 |

解答編

問題 1

(単位：円)

問	課税団体及び納税義務	各課税団体ごとの均等割額
1	甲県：均等割額＋所得割額 A市：均等割額＋所得割額	甲県 1,000 A市 3,000
2	甲県：均等割額＋所得割額 A市：均等割額＋所得割額	甲県 1,000 A市 3,000
3	甲県：均等割額＋均等割額＋所得割額 (住所地分) (店舗分) A市：均等割額＋所得割額 B市：均等割額	甲県 1,000＋1,000＝2,000 A市 3,000 B市 3,000
4	甲県：均等割額＋均等割額＋均等割額＋所得割額 (住所地分) (事務所分) (店舗分) A市：均等割額＋所得割額 B市：均等割額 C市：均等割額	甲県 1,000＋1,000＋1,000＝3,000 A市 3,000 B市 3,000 C市 3,000
5	甲県：均等割額＋所得割額 乙県：均等割額＋均等割額 (店舗分) (別荘分) A市：均等割額＋所得割額 B市：均等割額 C市：均等割額	甲県 1,000 乙県 1,000＋1,000＝2,000 A市 3,000 B市 3,000 C市 3,000

【解答への道】

- 1 同一市町村内に事務所等が二以上ある場合の市町村民税の均等割は、一つの納税義務を負うにすぎない。
- 2 同一道府県内の二以上の市町村にそれぞれ事務所等がある場合には、その市町村ごとに、道府県民税均等割の納税義務を負う。

問題 2

(単位：円)

1 合計課税所得金額

$$9,468,000 \times \begin{cases} 4\% = 378,720 \text{ (県)} \\ 6\% = 568,080 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$\text{※ } 6,820,000 + 2,648,000 = 9,468,000$$

2 課税短期譲渡所得金額

$$3,600,000 \times \begin{cases} 3.6\% = 129,600 \text{ (県)} \\ 5.4\% = 194,400 \text{ (市)} \end{cases}$$

3 課税長期譲渡所得金額

$$16,000,000 \times \begin{cases} 2\% = 320,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 480,000 \text{ (市)} \end{cases}$$

4 上場株式等に係る課税配当所得等の金額

$$200,000 \times \begin{cases} 2\% = 4,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 6,000 \text{ (市)} \end{cases}$$

5 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額

$$1,680,000 \times \begin{cases} 2\% = 33,600 \text{ (県)} \\ 3\% = 50,400 \text{ (市)} \end{cases}$$

6 先物取引に係る課税雑所得等の金額

$$9,465,000 \times \begin{cases} 2\% = 189,300 \text{ (県)} \\ 3\% = 283,950 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$7 \quad 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 = \begin{cases} 1,055,220 \text{ (県)} \\ 1,582,830 \text{ (市)} \end{cases}$$

問題 3

(単位：円)

I 各種所得の金額		
配当所得	240,000	
不動産所得	4,750,000	
事業所得	6,140,000	
給与所得	5,650,000	
山林所得	4,700,000	
譲渡所得		
(総合短期)	820,000	
(総合長期)	1,160,000	
一時所得	260,000	
雑所得	96,000	
II 課税標準		
総所得金額	18,406,000	$240,000 + 4,750,000 + 6,140,000 + 5,650,000 + 96,000$
山林所得金額	4,700,000	$+ 820,000 + (1,160,000 + 260,000) \times 1/2 = 18,406,000$
合 計	23,106,000	
III 所得控除額		
雑損控除	2,176,500	
社会保険料控除	1,058,000	
生命保険料控除	70,000	
地震保険料控除	25,000	
扶養控除	660,000	$330,000 \times 2 = 660,000$
基礎控除	430,000	
合 計	4,419,500	
IV 課税所得金額		
課税総所得金額	13,986,000	$18,406,000 - 4,419,500 = 13,986,000$
課税山林所得金額	4,700,000	[千円未満切捨]

V 所得割額		
(1) A県民税	709,000	1 算出所得割額
(2) B市民税	1,063,740	※ $18,686,000 \times \begin{cases} 4\% = 747,440 \text{ (県)} \\ 6\% = 1,121,160 \text{ (市)} \end{cases}$
		※ $13,986,000 + 4,700,000 = 18,686,000$
		2 調整控除額
		1,000 (県)
		1,500 (市)
		3 配当控除額
		1,440 (県)
		1,920 (市)
		4 外国税額控除額
		36,000 (県)
		54,000 (市)
		5 $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 709,000 \text{ (A県)} \\ 1,063,740 \text{ (B市)} \end{cases}$
VI 均等割額		
(1) A県民税	1,000	
(2) B市民税	3,000	
(3) C県民税	1,000	
(4) D市民税	3,000	
VII 納付税額		
(1) A県民税	710,000	$V + VI = \begin{cases} 710,000 \text{ (A県)} \\ 1,066,700 \text{ (B市)} \end{cases}$
(2) B市民税	1,066,700	
(3) C県民税	1,000	
(4) D市民税	3,000	
		[百円未満切捨]

問題 4

(単位：円)

I 各種所得の金額		
配当所得	300,000	
不動産所得	△1,990,000	
事業所得	12,529,800	
山林所得	7,000,000	
譲渡所得		
(総合短期)	200,000	
(総合長期)	600,000	
一時所得	400,000	
雑所得	195,200	
II 課税標準		
総所得金額	10,735,000	(1) 損益通算
山林所得金額	4,800,000	$(300,000 + 12,529,800 + 195,200) - 1,990,000$ $= 11,035,000$ (経常)
		(2) 合計所得金額 (合計 18,735,000)
		① $11,035,000 + 200,000 + (600,000 + 400,000)$ $\times 1/2 = 11,735,000$ (総)
		② 7,000,000 (山)
		(3) 損失の繰越控除
		① $11,735,000 - 1,000,000 = 10,735,000$ (総)
		② $7,000,000 - 2,200,000 = 4,800,000$ (山)
合 計	15,535,000	
III 所得控除額		
社会保険料控除	594,990	
生命保険料控除	10,000	
扶養控除	330,000	
基礎控除	430,000	
合 計	1,364,990	

IV 課税所得金額		
課税総所得金額	9,370,000	$10,735,000 - 1,364,990 = 9,370,000$
課税山林所得金額	4,800,000	[千円未満切捨]
V 所得割額		
(1) A県民税	554,400	1 算出所得割額
(2) B市民税	832,200	※ $14,170,000 \times \begin{cases} 4\% = 566,800 \text{ (県)} \\ 6\% = 850,200 \text{ (市)} \end{cases}$
		※ $9,370,000 + 4,800,000 = 14,170,000$
		2 調整控除額
		1,000 (県)
		1,500 (市)
		3 配当控除額
		3,600 (県)
		4,800 (市)
		4 外国税額控除額
		7,800 (県)
		11,700 (市)
		5 $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 554,400 \text{ (A県)} \\ 832,200 \text{ (B市)} \end{cases}$
VI 均等割額		
(1) A県民税	2,000	$1,000 + 1,000 = 2,000$
(2) B市民税	3,000	
(3) C市民税	3,000	
VII 納付税額		
(1) A県民税	556,400	$V + VI = \begin{cases} 556,400 \text{ (A県)} \\ 835,200 \text{ (B市)} \end{cases}$
(2) B市民税	835,200	
(3) C市民税	3,000	[百円未満切捨]

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

速修コース

テーマ1-1、1-3

1-1

個人住民税の納税義務者

[ランクA]

1. 納税義務者 (法24①⑦、294①)

重要度◎

(1) 道府県民税

道府県は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

- ① 道府県内に住所を有する個人
 - … 均等割額及び所得割額の合算額
- ② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
 - … 均等割額
- ③ 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人
 - … 利子割額
- ④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
 - … 配当割額
- ⑤ 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で、当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するもの
 - … 株式等譲渡所得割額

(2) 市町村民税

市町村は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

- ① 市町村内に住所を有する個人
 - … 均等割額及び所得割額の合算額
- ② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
 - … 均等割額

2. 賦課期日との関係 (法39、318)

重要度◎

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

3. 住所を有する個人（法24②、294②～④）

重要度◎

(1) 原則

住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 特例

市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されていない個人がその市町村内に住所を有する者である場合には、その者をその住民基本台帳に記録されている者とみなして市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨をその他の市町村の長に通知しなければならない。

なお、上記により、市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課することができない。

4. 用語の意義（法23①一、二、三の二～三の四、292①一、二）

重要度◎

- (1) 均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (2) 所得割とは、所得により課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (3) 利子割とは、支払を受けるべき利子等の額により課する道府県民税をいう。
- (4) 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額により課する道府県民税をいう。
- (5) 株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額により課する道府県民税をいう。
- (6) 住所とは、納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限る。
- (7) 事務所・事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。
- (8) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実には居住していることを要しない。

1-3

個人住民税の均等割

【ランクA】

■趣 旨■

個人住民税均等割は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の公益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう負担分担の趣旨により課税され、その税負担を通じて地方自治に参加することを期待するものである。

1. 均等割の意義（法23①一、292①一）

重要度○

均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2. 納税義務者（法24①⑦、294①）

重要度◎

(1) 道府県民税

道府県は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

① 道府県内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

(2) 市町村民税

市町村は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

① 市町村内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

3. 非課税措置

重要度◎

(1) 均等割及び所得割の非課税（法24の5①②、法295①②）

道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(2) 均等割の非課税（法24の5③、295③、令47の3）

① 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

イ 市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{基本額として} \\ \text{定める一定金額} \end{array} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \begin{array}{l} \text{加算額として} \\ \text{定める一定金額} \end{array}$$

※ その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

ロ 上記イの基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

② 道府県は、上記①により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、その均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

4. 均等割の税率（法1①五、38、310）

重要度○

均等割の標準税率は、道府県民税 1,000円、市町村民税 3,000円とする。

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率をいう。

5. 均等割の税率の軽減 (法311)

重要度◎

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割の額を、その市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

- (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族
- (2) (1)に掲げる者を2人以上有する者

6. 賦課徴収

重要度◎

(1) 個人の道府県民税の賦課徴収の原則 (法41)

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除き、その道府県の区域内の市町村が、その市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(2) 個人住民税の徴収方法 (法319)

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者や年金所得者に係る特別徴収制度の対象となる場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

